

## 食のリローカル化（2）——有機農業と放射能汚染 ～～リローカリゼーション（地域回帰）の時代へ（その5）～～

長坂 寿久 NAGASAKA, Toshihisa

（一財）国際貿易投資研究所 客員研究員  
 拓殖大学大学院 非常勤講師

### 要約

有機農業は農薬や化学肥料を使わない農業であるが、同時に生産者と消費者が「提携」して取り組み、自然と共生したコミュニティの回復を求め運動である。日本ではこれまで政府は有機農業を異端の農業として忌避してきたが、2006年に「有機農業推進法」を導入し、促進していくことになった。70年代に「日本有機農業研究会」が提唱した「提携」(Teikei)は、世界の有機農業運動であるCSA（地域が支える農業）の理念となっている。しかし、現在では消費者が農作業を手伝う「提携」に参加する人は少なくなり、代わりに大地を守る会のような専門流通事業者（会員制宅配サービス）が台頭し、生産者と消費者をつなぐ役割を果たしている。福島原発事故により福島の有機農家は致命的な被害を受けたが、地表の放射能汚染から作物への移行を抑制するために、有機農業の「土の力」が有効なものとなっていることが立証されてきている。

### はじめに——有機農業の意義

食のリローカル化とは、有機農業のことである。リローカリゼーション

（地域回帰）の時代へ向かうにあたり、有機農業は中核的運動として位置付けられるだろう。

有機農業を通して、自然との共生が回復し、自然と共存するコミュニ

ティが形成されていく。また、都会との関係でも、有機農業は都会の人々も関わるコミュニティづくり活動をもたらしている。子どもたちの農業体験は農薬を使わない有機農業の故に可能であり、自然と農業と食との関わりや生き物たちの生き方(生物多様性)を学ぶ場にもなりえている。

さらに耕作放棄地への新しい移住者の新規就農の場として位置付けられている。とくに失業者や若者たちの入植も有機農業の故に注目されている。有機農業がもつ連帯感とコミュニティ感が人々のセーフティネットを形成し、就農への立ち上がりとして溶け込みを可能にしている。

そして有機農業は、お年寄りが地域の一員としていきいきと生きる道として意識的に位置付けられ、循環型地域経済の構築、地域の暮らしの再建の拠点として位置付けられている。

福島原発事故による放射能汚染によって、福島の有機農家は致命的な打撃を受けているが、有機農業による「土の力」が、セシウムなどの放射線を閉じ込め、作物への移行を抑

制する結果をもたらしている。こうした有機農業の成果をみていると、有機農業の促進と発展によって、日本の再生も可能になりうるであろうと確信できる。

有機農業は特殊な農業ではない。化学肥料ができるほんの前まで、あるいは60年代に政府の農業政策が化学肥料を中心とする大型農業の追求を始めるまでは、私たちの農業は人間の排泄物も有効に使った有機農業であった。だから有機農業は特殊な農業ではないのである。

しかし、日本の農業政策は、つい最近2006年に「有機農業の推進に関する法律」(以下、有機農業推進法)ができるまで、それは推進できない特殊で異端の農業とされ続けるといって、実に不思議な状況が続いていた。

かつて食と農は一体的なものであった。有機農業の理念はさまざまに表現されている。「地産地消」「身土不二」「食農同源」「一物全体食」「地域自給農業」、「自然共生型農業」などが代表的なものであろう。身土不二は仏教用語で「しんどふに」と読む。「身」は今までの行為の結果、「土」は身がよりどころにしている環境で、

これは切り離せないという意味である。この言葉を援用して「しんどふじ」と読み、とくに大正時代に起こった食養運動（食養会・1907/明治40年発足）のスローガンとして、「地元の食品を食べると身体に良い」という意味で創作された言葉である。

また、有機農業は生産者と消費者を直接つなげる農業である。地場生産・地場消費（地産地消）あるいは「産直」といった言葉は、本来有機農業のためにある言葉である。そして、身土不二は「人と体は二つに分けることはできない。人と健康は地域の農とつながる食をふまえて保たれる」という意味として、この2つはとくに有機農業の理念となっている。

有機農業は、基本的には土地や作物・家畜のもつ自然的生産力に依存し、それを安定的にかつ高度に発揮させようとする農業方式である。自然の生産力を追求し活用するもので、環境の浄化と生態系の形成をもたらす。そこでは、「農耕は人為の過程というよりも、自然の生産過程への人の能動的な介入」としてあろうとしてきた。したがって、有機農業技術

においてとくに重視されるのは、いのちの連鎖を基本にすえた有機農業の生態系の形成、充実ということになる。

有機農業は土づくりである。土づくりが高度に進んだ農業のことである。東電福島第一原発事故による放射能汚染によって、最も致命的な打撃を受けた1つは有機農家であろう。しかし、後述するように、放射能汚染への対応においても、有機農業による土の力が作物への移行を抑制しているようで、注目される。

農業は自然に依拠し、その恩恵を受ける、自然との共生によって成り立ってきた。しかし戦後、食と農の関係はすっかり変わってしまった。現在では食と農の関係はまったく見えなくなっている。近代農業は自然から離脱し、地域の環境を破壊する人工的世界へと移行してしまった。食べ物の安全性が損なわれ、農業自体の持続性も危ぶまれている。

有機農業はこうした近代農業（慣行農業）のあり方への反省を踏まえ、農家の自立や生活改善運動、安全な食に対する消費者運動、環境破壊に対する環境保護運動、自然や農耕景

観の保全運動、コミュニティの回復運動などと連携している運動となっている。

有機農業は本シリーズのリローカルイゼーション(地域回帰)運動としてのローカルフード、地産地消、産直、ファーマーズマーケット、スローフード、まち興し、地域通貨、市民(NPO)バンク、自然エネルギー、トランジションタウン、フェアトレードタウン、グローバルエコビレッジ、パーマカルチャー、ロハス、等々の運動と連携している農業運動なのである。

### 1. 有機農業とは何か

有機農業とは、農薬や化学肥料、遺伝子組み換え技術を使わない農業のことである。これは狭義の共通定義で、重要なのは次の定義である。日本有機農業研究会(以下、研究会)は、「地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重する方法で生産されたもの」としている。2006年に導入された有機農業推進法では、「農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生

産の方法を用いて行われる農業」(第2条)としている。

研究会の定義は、地域や自然との関係において積極的であるが、法律の定義は「負荷をできる限り低減」という改善的な発想となっている点に姿勢の違いが感じられる。それでも2006年の有機農業推進法の導入は、後述のように日本において画期的なものである。

有機農業推進法は、第3条で基本理念として4点をあげている。冒頭に「有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ」と、有機農業のダイナミズムを少し説明し、次の4つを理念としてあげている。

- ①誰でも取り組める有機農業
- ②消費者の安全な食卓をつくる有機農業
- ③消費者が農業を理解し、生産者との手を結ぶ(生産者と消費者との連携)有機農業
- ④自主性を尊重した有機農業

このように、有機農業の核心は、単に無農薬・無化学肥料栽培ではなく、また後述する有機 JAS 規格の認証を受けた農業形態だけでなく、「有機農業は自然の摂理を活かし、作物の生きる力を引き出し、健康な食べものを生産し、日本の風土に根ざした生活文化を創り出す、農業本意のあり方を再建しようとする営みである」<sup>(1)</sup>。あるいは、「人の身体、すなわちいのちと土、地域と風土は分かちがたくつながり、食と農は常に一体であるべきだ。生産者と消費者の提携は食料と生活の自給を基本理念において取り組んできた。有機農業は地産地消と地域自給、ひいては日本全体での自給率向上への国民運動のパイオニアである」(同上)という点にあることが、有機農業の特色であるといえる。

このように有機農業は、自然と共にある自給的暮らしを広げる農業であるが、定義的に言えば、①地域の資源を活かす農業、②地域の環境を育てる農業、③市民が参加でき、みんなで楽しめる農業、である。

## 2. 日本が世界に誇る『提携』運動——日本有機農業研究会の理念

世界(ヨーロッパ)で有機農業が提唱されたのは 1900 年頃とされている。日本でも有機農法が提唱され始めてからすでに 70 年以上の歴史があるという。しかし、日本で有機農業という言葉に明確な定義を与え、運動として始まったのは 1971 年の「日本有機農業研究会」の設立によるといえる。日本が世界に誇る「提携」運動である。海外でも「Teikei」として知られている。それから 42 年を経ている。

「提携」とは、生産者と消費者が強くむすび合い提携する。「提携」とは、単なる「商品」の産地直送(産直)や売り買いではなく、人と人ととの友好的なつながり(有機的な人間関係)を築くなかで進められる。

生産者も消費者も農法を変革するだけでなく、「農作物の選別・包装を簡略化する」、「自主配送を原則にする」「自給する農家の食卓の延長線上に、都市生活者の食卓をおく」「間引きや菜からとうが立ったものまで食

べる」などに努める。消費者も農作業を手伝い(アメリカでは年間17時間の手伝いが義務付けられているという)<sup>(2)</sup>、農業に触れ、有機農業を実践し、自然を大切にしたい有機的な生活をしていくことを目指す運動となっている。

研究会は、2000年に「有機農業のめざすもの」を取りまとめている。以下のとおりである(ホームページから)。

●日本有機農業研究会の『有機農業のめざすもの』(10項目)

- ①【安全で質のよい食べ物の生産】  
—安全で質のよい食べ物を量的にも十分に生産し、食生活を健全なものにする。
- ②【環境を守る】—農業による環境汚染・環境破壊を最小限にとどめ、微生物・土壌生物・動植物を含む生態系を健全にする。
- ③【自然との共生】—地域の再生可能な資源やエネルギーを活かし、自然のもつ生産力を活用する。
- ④【地域自給と循環】—食料の自給を基礎に据え、再生可能な資源・エネルギーの地域自給と循環を促し、地域の自立を図る。

- ⑤【地力の維持培養】—生きた土をつくり、土壌の肥沃度を維持培養させる。
- ⑥【生物の多様性を守る】—栽培品種・飼養品種、及び野性種の多様性を維持保全し、多様な生物と共に生きる。
- ⑦【健全な飼養環境の保障】—家畜家禽類の飼育では、生来の行動本能を尊重し、健全な飼い方をすすめる。
- ⑧【人権と公正な労働の保障】—安全で健康的な労働環境を保障し、自立した公正な労働及び十分な報酬と満足感が得られるようにする。
- ⑨【生産者と消費者の提携】—生産者と消費者が友好的で顔みえる関係を築き、相互の理解と信頼に基づいて共に有機農業を進める。
- ⑩【農の価値を広め、生命尊重の社会を築く】—農業・農村が有する社会的・文化的・教育的・生態学的な意義を評価し、生命尊重の社会を築く。

なお、研究会は、この10項目に先立ち、設立後の1978年に、『生産者と消費者の提携の方法10項目』を作

成している<sup>(3)</sup>。この当初基準の方が有機農業への心意気や強い熱意が明確に感じられるので、有機農業の原点として掲載しておきたい。

●日本有機農業研究会『生産者と消費者の提携の方法 10 項目』(1978 年)

- ①〔相互扶助の精神〕単なる物の売り買い関係ではなく、人と人が対等な立場で友好関係を築く。それは生産者、消費者としての生活の見直しに基づく。
- ②〔計画的生産〕生産者と消費者が相談し、計画的に生産する。
- ③〔全量引取り〕消費者は希望にもとづいて生産されたものを全量引き取り、食生活をできるだけこれに依存させる。
- ④〔互恵に基づく価格の取決め〕互恵精神に基づいて、価格を取り決める。
- ⑤〔相互理解の努力〕相互理解と友情を深めるため、メンバーが接触する機会を多くする。
- ⑥〔自主的な配送〕第三者に依頼せず、生産者と消費者のグループの手による農産物の自主配送が望ましい。

⑦〔会の民主的運営〕グループを民主的に運営する。全員が責任を分担するが、メンバー個々の家庭事情を汲み取り、相互扶助的な配慮を行うこと。

⑧〔学習活動の重視〕学習活動を重視し、単に安全に食料を提供、獲得するためだけのものに終らしめないこと。

⑨〔適正規模の保持〕グループ規模は地域農業の広さと人数を適性にとどめ、グループを増やし、相互に連携するのが望ましい。

⑩〔理想に向かって前進〕現状は不十分な状態であっても、理想に向かって、共に前進向上し、努力を続ける。

アメリカに「CSA」という運動があり、今では国際的な有機農業運動をあらわす言葉となっている。CSAは「コミュニティ・サポータード・アグリカルチャー」(地域が支える農業/農業が支える地域)という意味である。

研究会のセミナー(2002年)で、アメリカのエリザベス・ヘンダーソンさんが、次のように講演している<sup>(4)</sup>。

「CSA は 1986 年にアメリカではじめて登場し、その後急激に広がった。アメリカでは 90 年代末から 21 世紀に入る頃、有機農業が重要なテーマになり、大学（コーネル大学）でも有機農業の試験農場を開設した」「CSA の考え方は、スイスとドイツの方から仕入れてきましたが、実はその考え方はヨーロッパからのものではなく、日本の『提携』からきたものだと発見しました」。日本有機農業研究会の思想は、その意味で世界に広がる有機農業思想となっているのである。

日本では上記のように、1970 年代に「産消提携」の有機農業運動が登場した。80 年代には有機農産物は全国的に拡大した。80 年代には有機農産物が広く知られるようになり、「大地を守る会」「ポラン広場」「生協クラブ」などの専門流通事業者が有機農産物市場に参入し、拡大していった。

大地を守る会などの専門流通事業者（会員制宅配サービス）の参入は、農家の農作業を手伝うという研究会の「提携」型では、都会の消費者の会員が増えない状況が起こる一方、

安全・安心な食を求める傾向は強くなっていったため、こうした仲介事業者の参入が必要となったからである。

しかし他方、その結果、有機農産物と偽装して利益を追求しようとする人たちの参入ももたらし、80 年代後半には偽装表示問題が発生するようにもなった。これまでの「産消提携」による顔の見える関係の有機農業活動であれば、有機の認証・表示そのものが不要であったが、一般への普及にともない、表示が求められるようになったともいえる。

### 3. 日本の有機農業政策

日本の有機農業の歴史についてとくに紹介することはしないが、日本では前述のように、つい最近まで農業は有機農業で行われていた。60 年代に日本の農業は近代化を進めていくが、50 年代後半にはすでに農薬の被害が現れるようになり、近代農業の弊害について訴える活動が生まれている。しかし、60 年代の高度経済成長期以降、私たちの暮らしや生活のシーンから、農耕は完全に消滅し



てしまったかのようであった。

日本の有機農業を運動として最初に組織化し体系づけたのは一楽照雄である。1971年に上記の日本有機農業研究会を発足させている。そして80年代になると、有機農産物は全国的に拡大するようになり、政府による認証制度の整備へとつながっていき、有機JAS制度の導入となっていた。

農水省は、有機農業を一貫して異端的なものともみなし、全面的に否定してきた。ただし、99年にFAOとWTOによって設置されたコーデックス委員会（国際食品規格委員会）が「オーガニックガイドライン」を導入したのに基づき、日本もこれに対応する認証制度として「有機JAS制度」（2001年）を導入した。

この制度は有機農業の認証制度であるが、有機農業を一つの特殊な農業形態としてのみとらえたもので、この制度の導入がその後の日本の有機農業に苦難をもたらすことになった。

## 有機JAS制度の功罪

有機農産物の認証・表示に関する強制制度で、品質保証のための栽培管理規格となっている。この認証を受けると、国家認証シール（有機JASシール）を商品に貼付することができる。

というよりも、「有機JASマーク」がない農産物と農産物加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されることになったのである。

この制度は、前述のようにコーデックス委員会による「オーガニックガイドライン」の策定に基づき、国際政策的観点から導入された制度であって、政府が有機農業を推進するための制度ではまったくなかった。有機農業は不完全な特殊農法であるから、しっかり適正に栽培されているかどうかを管理するという立場からつくられたものである。

有機JASの導入によって、日本の有機農業は大きく混乱しただけでなく、有機農業が誤解されることにもなった。厳しい規格基準をクリアした認証ラベルの貼付されているもの

でなければ有機農業と認められない、違法となるという縛りを強化する結果となり、認証をとらない有機農家はニセモノのごとく見られることになったのである。

そもそも日本の有機農業は、政府の政策支援によって成長してきたわけではない。有機農家自身の努力とその努力を支持する消費者によって、前進が支えられてきたのである。

この有機 JAS 制度によって、有機農業は有機農業を推進するつもりのない政府に突然乗っ取られることになった。認証システムとして、有機と非有機との線引きを機械的に行う必要があるため、日本の有機農家に、JAS 規格を理由に強制的に介入してくることになった（例えば「緩衝地帯の設定」など）。それまでの有機農家の丁寧な取り組みと自然とのつながりが無視されることになった。

「有機農業は完結した特殊農法ではなく、自然との共生へ展開していく動的な取り組みであり、それは 20 世紀の近代化、工業化、都市化によってつくられた農業と社会の歪みを正し、農業本来のあり方を取り戻していく取り組みだ」という認識が必要

である。農業のあり方の転換なのであり、有機か非有機かと区分だけを求めているわけではない」（前掲、中島）。JAS 制度はその点で、自然との共生による多様性、農業のあり方の転換という運動性を押し殺すことになった。

有機 JAS 規格の強制力が有機農業の全体をしぼり、日本の有機農業の広がり抑制することになった。コーデックス委員会による国際貿易政策との整合性の確保を優先し、結局認定される有機農産物と有機農地の多くは海外のものとなってしまっているのである。

もう一つ、認証制度ができたことによって、有機作物を扱う八百屋やスーパーへの大量供給市場に大型・大規模事業者が参入してきて、小規模生産者は大きな影響を受けることになった。小規模有機農家にとっては、小規模供給の故にこれら大規模供給事業者により市場を奪われると共に、他方では認証を得るための経費が高く申請できないという問題に直面することになった。小規模農家はその負担に耐えきれず、有機認証を取ることを断念し、消費者との「提携」

を強く求めるようになる。消費者との間に信頼関係が出来上がっていれば、認証は必要ない。結果として、JASは海外の大型農業企業が日本の有機農業市場に参入する道を開くことになっただけであった。

認証制度が導入されたのには、80年代に有機農産物が受け入れられるようになるに従い、不当表示問題が浮上したことも背景にある。「認証制度市場」は、販売が広域市場となり、生産者と消費者の連携（産消提携）は遠い距離で可能である。まして宅急便システムにより一層可能となった。他方、「地域密着市場」は、ローカル市場になるため顔の見える関係が維持でき、地域のファーマーズマーケットの形成も可能でもあり、重要となる。

しかし、有機農業は地域性或消費者との連携を重視している以上、ほんとうは不当表示といった問題は起きにくいのである。「有機農業は地域性を重要なファクターとしている。地域の範囲とは評判が伝わる範囲でもある。例えば、有機農業の生産者は農薬を撒いたという噂が広がることを恐れる。虫が発生した時でも、

農薬を使わないという結論を出すのは、評判が決定的なダメージとなるからである。農薬や化学肥料を使わないという評判を続けるために一切農薬や化学肥料はしないことにしているし、近所付き合いの距離である消費者との『顔と顔の見える関係』がこのような『地域』で形成される」<sup>(5)</sup>のである。

#### 有機農業推進法の成立（2006年）

2006年12月、「有機農業の推進に関する法律」（有機農業推進法）が有機農業推進議員連盟（2004年設立）による議員立法で制定された。2006年有機農業推進法は、日本政府がやっと有機農業の意義・正当性を積極的に認め、制度的に位置付けを与えるものであった。

長い間、民間の異端的取り組みとして位置付けられてきた有機農業に、法制度によって積極的位置が与えられ、有機農業は官民連携した形で、食と農と自然が結び合った地域農業の再生・革新の推進を進めるものとなった。

有機農業推進法は、2006年12月施行された、15条のシンプルな法律

である。国と地方自治体は有機農業者等の民間セクターとの協働で有機農業を進めていくこと、国(政府)は「有機農業の推進に関する基本方針」を策定し、都道府県はこの基本方針を踏まえ、「有機農業推進計画」を定めることになっている。これに基づき、2008年度から「地域有機農業推進事業」として「有機農業モデルタウン事業」が始まり、大きな波及効果をもたらしていた。行政は一転して有機農業の振興に乗り出してきたのである。

有機農業モデルタウン事業は、市町村に地域有機農業推進協議会を設立し、協議会が事業主体となって公募し、1地区400万円上限の補助金が提供され、5年をメドに実施していく形となっていた。400万円という小規模プロジェクトだが、初めて有機農業が助成対象になったということと、環境対応の有機農業に対する追い風もあって、新しく農業に参入する人々が有機農業に注目するようになり、また従来農家も有機農業に取り組もうとする人々が現れるようになり、有機農業への流れが形成されていくかの予感があった。

そして、引き続き米価下落のなかで、価格が安定している有機米や有機大豆への関心が高まっていった。地域では、「地域に広がる有機農業」「有機の里づくり」などのキャンペーンが行われ、各地での新規就農相談会には有機農業への相談者が増え、参入希望者も増えていく勢いが感じられたという。

しかし、信じ難いことに、民主党政権は事業仕分けによってこの事業を突然廃止してしまったのである(2009年11月廃止判定)。

### 日本の有機農業市場

日本の有機農業市場についての統計は、有機JAS制度に関わる農水省統計しか今のところないようである。現在の有機JAS認証数は、国内事業者数4137業者(農家数3994戸)、外国事業者1822業者(2011年3月末)。認証農地面積は、国内9401ヘクタール、海外191万2532ヘクタールである(2010年4月)。海外の認証面積は日本の200倍以上となっている。

なお、日本国内の耕地面積は459万3000ヘクタールであるため、日本国内に占める有機JAS認証の農地面

積の割合は 0.20%である。また、日本の場合、認証農地の 34%が田、60%が畑である。有機 JAS の認証を受けている農地（ほ場）の日本国内との比較や、海外の認証農地と比較すると、日本の有機 JAS 制度は実質的には海外の有機産品のための制度として機能していることが分かる。

国際有機農業団体ネットワークとして「国際有機農業運動連盟」(IFOAM/アイフォーム)がある。コーデックス委員会で「オーガニックガイドライン」をまとめたときには中心的な参加団体であった。この日本拠点である IFOAM ジャパンは 2010 年 7 月に日本の有機農業市場についての調査結果を発表している。

IFOAM 本部の調べでは、世界の有機市場は、2008 年に 5 兆円規模とのことである。これに対し、IFOAM ジャパンによる日本市場の規模（有機 JAS）は、1300～1400 億円程度である。しかも、有機 JAS マークの農産物は全農産物のわずか 0.18%（2008 年）でしかないという。日本の有機市場が拡大しない理由として、①消費者の有機に対する理解不足、②小売の環境にたいする意識の低さなど

が指摘されている。

他方、生産者については、「希望がもてる状況」のようだとも報告している。有機 JAS 認定の有機農家は、全農家の 1%に過ぎないが、新規就農者が 25%を占める。従来農家（慣行農家）の新規就農者は 2.4%であるため、有機農家は約 10 倍高いことを示している。また、有機農家は消費者と直接結びつき、出荷価格に満足しつつ安定して経営をしており、約 6 割に後継者がいる（慣行農家では 2 割未満）。さらに慣行農家の 32%が有機農業を手がけたいと回答しているという<sup>(6)</sup>。

#### 4. 放射能汚染と有機農業

農の営みによって私たちは健康な生きがいある生活ができる。この当たり前前の生活が福島第一原発の事故で否定された。農家の思いを私たちはどれだけ共有できるだろうか。福島に行くと、その思いに胸が潰れる。

今回の東日本大震災において、多くの人々の命が奪われ、多くの被害があったが、その中でも農家は強烈な打撃を受けた。とくに有機農家に

とっては、農薬や化学肥料を使わない農業栽培に誇りをもっていただけに、その誇りが一夜にして砕かれ、豊かな農地は放射能で汚染されてしまった。その思いは想像を絶する。

原発事故の被害の過酷さは、外部の私には言葉に言い表せない。いわき市の久之浜の方からも、郡山でも同じことを聞いて、その過酷さを納得した。外の人々に来てもらうためにどうしたらいいかという議論の中で、イベントをやりメディアに注目してもらうようにするという話題になると、「ここでイベントやっても子どもが来ない、子どもが来ないということは家族もこない。イベントにならない」と。

福島の有機農家たちは、放射線汚染と向き合い、それを乗り越えようと有機農家としての本領を發揮しているように感じる。土の力を借りながら積極的に展望を開こうとしている。

福島県有機農業ネットワーク全国集会(2012年3月24・25日)、脱原発世界会議(横浜・12年1月14・15日)での分科会への参加や関係書籍・資料から、福島県の有機農家の

方々の放射能汚染への取り組みを紹介したい<sup>(7)</sup>。

### 自分たちで測定し記録を残す

放射性物質の半減期は、ヨウ素131が約8日、セシウム134が約2年、セシウム137が約30年である。原発事故直後の3~4月に畑にあったほうれん草、小松菜、春菊などの早春の野菜からは高濃度の放射能が検出され、出荷禁止措置がとられた。7月収穫の麦からも放射能が高い値で検出された。これらは原発事故による直接被曝の結果である。

その後の栽培において、汚染された土から作物への放射能の移行はどのように起こるのか。耕作を放棄すべきか、あるいは売れなくとも作物をつくり続けるか。各農家は決断を強いられることになる。まず現状分析だと誰もが思う。

しかし、現状分析しようにもデータがない。汚染状況などのベースデータがしっかり調べられていない。体系的な検査体制ができあがっていない。統一的な農地一枚ごとの汚染マップすらない。国や政府の対応があまりにも遅いので、有機ネットワ

ークの人々は、「市民放射能測定所」を設立し、11年8月からベクレルのモニターを開始した。

福島県有機農業ネットワークでは、有機農家、有機農業団体と研究者とが連携して、詳細なデータをとっている。有機農家は栽培・調査・検証し、消費者へ情報提供を行っている。各段階で測定データを取るようになっている。水田農耕や山村・里山の畑での放射能汚染への対応ケースの事例研究を国際的なレベルで行い残そうとしているのである。

放射能汚染は、全段階で起こりうる。放射性セシウム移行の仕組みを解明し、測定を行っている。土壌⇒稲ワラ⇒籾殻⇒玄米⇒米ぬか⇒胚芽⇒白米⇒炊飯のセシウム移行について詳細なデータをとっている。精米によって玄米中の放射線セシウムは70%除去され、さらに炊飯によってその約50%が除去されることが分かった。ご飯の状態では、玄米中のセシウム濃度の約15%に低減されることが分かった。

国の方針に従って、放射能汚染の被災地では全域で稲の作付けの見合わせが決定された。その代わりに東電

からの補償を手にできる。しかし、耕さないと土の力は低下し、地域の農業は衰退していく。放射能対策も進まない。こうした中で、ある有機農家は水稲作付けを行い、測定データを蓄積し、栽培実験として有効な成果をあげた。測定して耕し、収穫して測定することを絶え間なく行った、という。栽培をしなければ科学的な解明はできない。多様な農家による多様な栽培への取り組みが必要であり、有機農家の人々は協力して対処している。

### 山からの水が問題

70%が森林の福島県では、落ち葉がいっぱい溜まっていて「除染」は無理である。深刻な放射能汚染を被っているのは里山である。大雨が降るたびに、里山のセシウムが水田や河川を通じて海へ流出する。大きな河川では、福島県では阿武隈川を通じて宮城県へ、阿賀川を通じて新潟県へ、関東では利根川を通じて東京湾や太平洋へ流出する。

ネットワーク会議では、有機農業では山の汚染が深刻であることが何度も指摘された。水系の分析が重要

なのである。山から取水している田んぼや畑が問題である。山林の汚染が高いのである。田植えや大雨のときに山から水を通して放射能セシウムが水田に流れ込んでくる恐れがある。

同じ水田でも、放射性セシウムの含有量が異なる。水田の水口で高く、水尻にいくほど低い。その理由は、水の流れや滞留、日常的な土づくりや有機資材の投入などの管理方法により異なる。水の流れる速さや滞留の程度などの自然条件の違いによる。水田が一番除染しにくい。水系と土壌ごとみにみていく必要がある、という農家の方の指摘があった。

土壌中からの移行だけでなく、栽培期間中の用水への放射性セシウムの侵入や、放射性セシウムを含んだ水の滞留による稲の吸収も考慮する必要がある。従って、溜め池や灌漑ダムからの水の出口で浄化しなければならない。汚染を吸着させる措置をとる必要がある。ゼオライトの投与、籾殻を水口へ敷きつめ、ビオトープに生育した水性植物に吸収させた後に刈り取るなどを行う、という報告があった。

腐植層に蓄積した放射性セシウムは、雨水や雪解け水と共に腐植層の間の水みちを通過して流れだすことも考えられる。循環が放射能を濃縮させる。土に付着した放射能は雨で流出しにくくなり、草や木に吸い取られ、落ち葉や枯れ草となって土に戻る。自然が豊かなところほど、放射能が循環し続け、被曝の危険にさらされることになるのだ。

### 有機の「土の力」が救う

水稲栽培は禁止されたが、畑栽培は禁止とはならなかった。水稲については、上述のように山からの水の管理が重要であることが分かり、畑については、草刈り・耕作が大切であることが分かっていく。日常的な土づくりが重要なのだと分かっていく。

有機農家は継続的に有機資材を投入して腐食含有量の高い土づくりを行っているので、放射性セシウムの吸着・固定量が多くなり、作物への移行が慣行農家に比べて少なくなっている可能性がある、という報告があり、注目された。

草刈りを3回し、耕し(反転耕)、



堆肥をいれると空間線量が相当下が  
ることも分かってきた。セシウムを  
土の中に埋めることによって、土中  
管理をし、野菜に吸わせないように  
する。線量を下げるには、草のまま  
ではダメなのである。「放射性セシウ  
ムを土中に管理する。埋め込んで農  
作物に移行させないという低減技術  
こそ、農民的技術ではないだろうか」  
という<sup>(8)</sup>。

農業での放射能汚染の検出は、特  
定のキノコ類や果物類など特定の品  
目に限定されており、通常の耕す農  
業では検出されていない。これは農  
家による田畑の耕作の結果であり、  
「土の力」、「土の包容力」によるも  
のである。従って地域全体で取り組  
む必要がある。1カ所でもダメだと  
全体がダメになってしまうかもしれ  
ない。

有機農家は田畑を放置はしなかつ  
た。有機農家の人々は田畑を耕し、  
種を播き、作物を育てた。作付け制  
限地域以外では、耕作放棄の拡大は  
予想よりもずっと少なかった。草を  
刈って除去し、土を耕した。意識の  
高い有機農家は、例年よりもていね  
いに耕耘した。耕耘の深さは、通常

では10センチ程だが、20～30セン  
チ程度まで耕す。深く耕すと、表面  
にごく薄く沈着された放射性セシウ  
ムなどは大量の土と混和される。土  
には放射線をかなり強く遮蔽する機  
能があるから、地表の放射線量は耕  
転で大幅に低下する「除染」の場合  
は、地表度を3～5センチ削り取る。

セシウムは表面5センチに90%が  
溜まっているという（飯館村の役場  
の方は表土3センチ以内に90%溜ま  
っていると言っていた）。土のセシウ  
ム吸着・固定能力は土壌中のセシウ  
ム量に比して相当に大きいようであ  
る。有機農業の土だと、吸着・固定  
能力は格段に高いという。

「遊雲（ゆう）の里ファーム」の  
菅野正寿さんは、「計画的避難区域に  
指定された川俣町山木屋地区に隣接  
する畑に例年どおり大根を作付けす  
かどうか躊躇していた。支援を受  
けたガイガーカウンターで空間放射  
線量を測定すると、草の上で毎時1.5  
マイクロシーベルトと高い、悩んだ  
末、例年より1カ月遅れで7月下旬  
に草刈り、有機堆肥を入れ、トラク  
ターで3回、約15センチまで耕した。  
すると、毎時0.7マイクロシーベル

トまで下がったのだ。よしこれならいけると直感し、8月に入って大根の種を播き、ぼかし肥料とカリ肥料を散布した。9月30日にこの大根を測定したところ、放射性セシウムの数値は1キロあたり17ベクレル。土の力はすごいとうれしくなった」<sup>(9)</sup>。

耕作放棄地は空間放射線量が高いことが分かった。耕作こそ除染対策なのである。もし耕作していなかったら、空間放射線量は原発事故後の春のまま低下せず、農地は荒れ、農家の心も荒れ、何ひとつ希望は見出せなかったであろう。

深く耕すことをきちんとやれば大丈夫だという見通しを得ることができたのがこの1年間であった、という。耕した田畑の方が耕していない田畑に比べ、空間放射線量もベクレル数(放射線セシウム含有量)も低くなる。土の力のすばらしさである。長年有機農業を主体として手を加えてきた土がいかに大切なものなのかとういことを知ることができた。「その結果として農産物にほとんど移行していないということが実証された」という報告があった<sup>(10)</sup>。

セシウムの封じ込めは具体的には

次のように行うようである。

- ①ブラウによる反転耕——表面に沈着したセシウムが作土層全体に希釈され、土壤自体が放射線の遮蔽効果をもつ。
- ②粘土鉱物などによる吸着と固定——バーミキュライトなど雲母が風化した粘土鉱物を土に鋤込む方法などがある。その他にゼオライトや珪藻土など吸着と固定を行う方法についてもっと研究が必要である。
- ③肥料や堆肥の適切な施用——セシウムの吸収を抑制するカリウム系や酸性化しないようにバランスある土壤の管理を行い、セシウムの吸収を抑制する。
- ④セシウムを吸収しにくい作物に種類を変更する——チェルノブイリの経験では、セシウムを吸収しにくい作物として、きゅうり、トマト、ナスが知られている。セシウムは油にも溶けないので、菜種、ヒマワリなどの油には移行しないとのことである。

深層部に混ぜても土壤は残るのだから放射性セシウムが蓄積した表層

土壌は除去した方がいいという意見もある。有機農家にとって、長年にわたり有機物を入れてきた腐植の多い表層土壌を削ることは耐えがたい。「除染」ということで剥ぎ取った汚染土壌の保管場所も含めて、表層土壌の除去は非現実的とみられる。

放射能汚染は除染してもなくなるわけではない。そこに放射能汚染の酷さがある。郡山で通学路の除染を保護者たち総出で行っているのに出会った。過酷な作業である。通学路がコンクリートなどで舗装されている場合は、水圧の強いポンプで洗い流せばいいのだが、土道の場合には、削った土を片方に寄せるということなのである。

放射能は「除染」といっても、実態は「移染」である。どこか別のところへ移すだけなのである。浪江町の採石場で採取された高濃度汚染の採石を原料としたコンクリートを使って建てられた新築マンションから高濃度の放射線が出続けているという事件（二本松市など）はそれを端的に示している。

「農地の除染」という表現はして欲しくないという強い発言を聞いた。

上述のように、土を削り取る「除染」は、有機農家にとっては実に過酷なことである。長年にわたって培ってきた表土を剥ぎ取るという行為は、先祖たちの気の遠くなるような汗の結晶を剥ぎ取るに等しいからだ。先祖から続いてきた農の土台の破壊を意味する。まして、農家にとって田畑の表土は生命線である。これを除去するとなると、汚染濃度は低下しても、作物は良く育たない。

南相馬市の杉内さんの農場を見せていただいた。12年3月末時点では小麦の作付けをしていた。小麦はまだ形をみせず、畑は青い絨毯のようだった。また、菜種栽培の種を蒔いたところだった。その菜種はセシウムが移行しない油にするという。その油を消費者に買ってもらえるのかどうか。その収穫の後、少し遅くなるが、稲作に取り組みたいと話していた。作付けが遅くなくても収穫できる稲の種類について皆で相談していた。

有機農業をする人々と出会うといつも感じるが、人間性の深さとダイナミックさを感じる。人生で生き方として有機農業を選択した生産者は、

すでにそれで大いに通常の人々とは異なる個性的で毅然とした、自分の思想をもった生き方を選択した人々である。だからこそ、放射能汚染問題をかかえながらも果敢に前へ進み、一つ一つチャレンジする取り組みを行い得ているのである。

「セシウムを有機の土の力で固定化させて、作物にセシウムが出ないようにする。自分の畑で実証するしかない。放射線量を市民から見えるようにする。しかし、里山⇒水⇒被曝という連鎖の、長い戦いがこれから始まる」と農家の方は話していた。

福島県有機農業ネットワークの長谷川浩さんは、2012年の稲作への取り組みについて、①土壌汚染の実態を田んぼ・畑ごとの把握を続ける、②栽培を続けるなかで、科学的なデータを実証していく、③里山からの水の動き、雨水からの汚染対策に十分注意する、④農家と行政、研究が連携して、セシウムを押しえ込む。⑤「耕作する、耕作しない」は農家の権利、⑥全袋検査体制と測定体制をつくる、と語っていた。

## まとめ

まとめとして3点を指摘しておきたい。

### (1) 2つのシステム——提携型と認証型

現在の有機農業の仕組みは、これまで述べたてきたように2つあることになる。1つは、認証制度を利用して安全な食品を保証するやり方(産直方式)、もう1つは生産者と消費者が直接出会って信頼関係を強めるやり方である。前者は有機JAS制度、後者は地産地消型、つまり「提携」や前回報告したファーマーズマーケット方式である。

認証制度を利用して伸びていく大規模なグループと、有機農業の原点に帰って産消提携を再認識し、あるいは地域の生産者と消費者がさらに密着した形でコミュニティを形成しようとする「地域密着」型が生まれていった<sup>(11)</sup>。

フェアトレードでも、認証制度が登場することによって(国際フェアトレードラベル機構)、企業が取り扱い易くなり、フェアトレードの認知

と販売が急増してきた。しかし、他方では現場の開発途上国の農家や小規模生産者にとって、フェアトレードの認証制度は本当に役立っているのか、生産者は本当にフェアトレード基準に従って生産しているのか、企業はネスレのように大量のコーヒーを買い叩いて仕入れているのに、極めて少量のコーヒーをフェアトレードコーヒーとして仕入れることによって、CSR企業として演技するのは問題という指摘が行われるようになる<sup>(12)</sup>。

日本の有機農業の認証制度（有機JAS）のコンセプトが本来の有機農業の理念に沿わず、問題あるということを指摘したが、認証制度は遠くの大都市の消費者市場に販売できる可能性がある。それに対して地域密着型の提携方式は市場確保によって、農業経営の持続性を確保できるという利点である<sup>(13)</sup>。

消費者が生産者と直接密接に付き合い、農作業を手伝うという「提携」方式は、現代の農村を知らず、農耕を喪失した都市居住者にはすでに相当遠いものとなっている。そこで「大地を守る会」などのような、生産者

と消費者をつなぐ流通事業者（会員制宅配サービス）が意味をもつ時代となっている。本来有機農業の理念は人と人の直接的な結びつきにあるのだが、現代では流通事業者がこれを何とか結びつけている形となっている。これら有機農業専門の流通事業者の役割がますます重要になっている。

(2) 生産者も消費者も信頼できるのは、放射性物質の数値が分かる農産物である。単に基準値以下だと表示するのではなく、測定値も同時に表示されることである。それぞれの人々や家庭に応じて、測定値によって食べるかどうか判断できるからである。グリーンピースの要請に従って、イオンがまず測定値の表示に取り組んだ。独自基準の導入である。その後は有機農業の専門流通事業者をはじめ、かなりの事業主が独自基準や測定値の公表を行うようになってきている。

私たち日本と日本人は、いつも災害時には強く連帯し、復興してきた。しかし、原発事故がそれを許さず、原発によって引き裂かれている。瓦

礫を日本中の他地域(県外)に引き取ってもらうおうということについて、各地で反対運動が起きている。ある高名な人が、日本人はいつからそんなに困っている人々のことを拒否し、自分勝手な主張をする民族になってしまったのか、と嘆いていた。これは違うのである。もし原発事故による放射能汚染がなければ、人々も大いに瓦礫を受け入れたであろうこと、放射能汚染がある故に瓦礫処分の受け入れに対して、子どもの将来が一挙に心配となり、放射線量についての基準や放射線量についての政府の取り組みや、測定値の公表などを明確に聞きたがっているのであり、政府や地方自治体の行政がそれにきちっと対応できていないが故に、各地で受け入れに反対運動が起き、齟齬が起こっているのである。

(3)「風評被害」という言葉も私たちを分断させるので使うべきでないという発言が印象に残った。「風評被害」という言葉は、生産者と消費者の対立の問題へと矮小化させてしまう恐れがある。間違った情報に踊らされる消費者が悪いという意味であ

る。そこには、東電の責任も政府の対応の劣悪さという、実害を与えたものたちのことが忘れられてしまうことになる」という発言である。

消費者は測量値を公表してもらいたいのである。その測定値をベースに、子どもに何を食べさせるかを親が判断する。生産者と消費者の連携とは、情報公開によって始まる。消費者が安心してくれるために、生産者がここまでがんばっているということを、事実(データ)によって伝えていくことによって信頼が獲得できる。食品への放射能の移行抑制技術を生産者が獲得し始めるためにがんばってしてくれる、というメッセージによって信頼感は一層向上していく。生産者も消費者もお互い学び合っていかなければならない。

私たちが出来ることは、こうした福島の有機農業の人々のチャレンジを追跡し、事実に基づく公開された情報をベースに、福島の人々が作った作物を購入するという「提携」である。「有機農業に取り組んできたところは土の力でセシウムはゼロに近い」という有機農家の人々の誇りは、たえざる測定によってさらに明らか

になっていくだろう。

注：

- (1) 中島紀一『有機農業政策と農の再生—新たな農本の地平へ』コモンズ、2011、P9
- (2) エリザベス・ヘンダーソン氏の講演「CSA 地域の農民と消費者が手を取りあって」2002年。日本有機農業研究会『広めよう 提携とCSA—第3回アジア・オルタナティブ・マーケティング研修会報告』2004。
- (3) 日本有機農業研究会『腐植がつなぐ森・里・海の「提携」ネットワークをつくろう—「海域自給」と「提携」から広がる有機農業』日本有機農業研究会・有機農業推進委員会報告、2010から筆者要約。
- (4) 前掲資料。日本有機農業研究会『広めよう 提携とCSA—第3回アジア・オルタナティブ・マーケティング研修会報告』。
- (5) 金気興『地域に根ざす有機農業—日本と韓国の経験』、筑波書房、2011
- (6) オルタナ「日本農業、復活のカギは『有機』に」2010年11月9日の記事

を参照した。

- (7) 本項は、福島県有機農業ネットワーク全国集会（12年3月24・25日）での有機農家の方々の発言、脱原発世界会議（12年1月14・15日）での分科会での報告、および菅野正寿・長谷川浩編著『放射能に克つ農の営み—ふくしまから希望の復興へ』コモンズ、2012、から主に引用している。その他日本有機農業研究会『土と健康』2011年12月号等、全国有機農業推進協議会『全有協通信』2011.10.12 No.12~14号、等々を参照した。
- (8) 前掲書、菅野正寿・長谷川浩編著、p.50
- (9) 前掲書、菅野正寿・長谷川浩編著、p.47
- (10) 前掲書、菅野正寿・長谷川浩編著、p.71
- (11) 金気興、前掲書（2011）
- (12) 長坂寿久『日本のフェアトレード』明石書店、2008年、P.55参照、あるいは“New Consumer” Oct 2005記事参照。
- (13) 金気興、前掲書（2011）